

第4次垂水市総合計画

～ 基本構想 ～

垂 水 市

2008年3月

目次	2
・総合計画の策定にあたって	3
第1章 総合計画策定の趣旨	3
1. 本格的な人口減少社会を迎えて	3
2. 計画策定の必要性	3
3. これまでの総合計画	3
4. 総合計画の策定方針	4
第2章 計画の構成及び位置付け	4
1. 計画の構成及び期間	4
基本構想 基本計画 実施計画	4
2. より実効性のある計画であるために（計画の位置付け）	5
第3章 計画策定の背景	5
第1節 垂水市の現況	5
1. 垂水市とは	5
2. 位置・地勢・面積・社会資源	5～6
3. 気候	6
4. 人口動態	7～9
5. 産業活動	9
6. 交通体系	10
7. 財政状況	10～14
第2節 私たちが学んだこと～鹿児島大学公開講座より～	15
1. ESD（持続可能な開発のための教育）と垂水市	15
2. 鹿児島大学公開講座の概要	15～17
3. 垂水市の課題と可能性	17～20
第3節 市民満足度調査について	20～21
基本構想	22
第1章 基本構想の目的	22
第1節 目的	22
第2節 目標年次	22
第2章 まちづくりの基本理念と将来像	22
第3章 将来指標	22
第4章 地域づくりの考え方	23
第1節 地域拠点地区の定義	23
第2節 地域振興計画	23
第5章 施策の大綱	23～27
第1節 基本目標及び重点目標の設定	23
第2節 施策の大綱の推進について	23

総合計画の策定にあたって

第1章 総合計画策定の趣旨

1. 本格的な人口減少社会を迎えて

2006年（平成18年）における日本の総人口は、1億2,777万人で、前年に比べほぼ横ばいとなっています。年齢3区分別人口は、老年人口（65歳以上）が2,660万人で構成比20.8%、生産年齢人口（15～64歳）が8,373万人で構成比65.5%、年少人口（14歳以下）が1,744万人で構成比13.6%となっています。

平均寿命（0歳における平均余命）は、男78.56年、女85.52年^{（1）}となっており、10年前と比較し、男2.18年、女2.67年伸びています。

合計特殊出生率は、人口維持の目安である2.08を大きく下回る1.32（2006年）を示し、これらの数字から、日本全体が本格的な少子高齢化・人口減少社会を迎えているといえます。

一方で、日本の経済状況は、右肩上がりの成長が終わり、新たな展開期を迎えています。都市と地方の格差や国際競争など多くの課題を抱えています。国や地方自治体においても、多くの借金を抱えており、非常に厳しい財政状況となっています。

1：厚生労働省発表 日本人の平均余命（平成18年簡易生命表より）

2. 計画策定の必要性

総合計画は、地方自治法第2条第4項に基づき策定が義務づけられています。法令では、「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」とされています。

近年の動きとして、2000年地方分権一括法の施行により、機関委任事務が廃止され、国と地方公共団体が対等な関係になりました。その後、税財源の移譲や国庫補助金の縮減、地方交付税の見直しをセットにした三位一体の改革が進められています。また、平成の大合併といわれる市町村の廃置分合（市町村合併）が全国各地で進められる一方で、頑張る地方を応援するなど地方の独自性、つまり、自分たちの手で本当の自治を行う、自己決定・自己責任によるまちづくりが求められています。

このようなことから、市民と行政が共に手を取り合い、まちの将来像という目標を実現していくためにも、市民と行政の共通の指針として、総合計画を策定する必要があります。

3. これまでの総合計画

垂水市総合計画	昭和53年10月策定 目標年次 昭和65年（平成2年） 将来の都市像「海と山とを生かした心豊かな人間定住都市をめざして」
垂水市新総合計画	昭和63年10月策定 目標年次 昭和75年（平成12年） 将来の都市像「心あたたかい人々の住む、文化の香り高いまち」
第3次垂水市総合計画	平成10年9月策定 目標年次 平成19年度 基本理念「ゆとりのまち たるみず」

4. 総合計画の策定方針

今回で4回目となる総合計画の策定において、市では、2つの策定方針を掲げました。

(1)市民と行政職員による手作りの計画（愛着のある計画）

(2)分かりやすく市民と共に使う計画（連鎖を生む計画）

この2つの策定方針に沿って策定を進めていくために、平成18年10月16日、国立行政法人鹿児島大学と「第4次垂水市総合計画策定に関する協定」を締結しました。

第2章 計画の構成及び位置付け

1. 計画の構成及び期間

総合計画は、市政の根幹をなす長期的また総合的行政計画です。総合計画の構成は、長期的な方向性を示す「基本構想」と中長期的な目標を示す「基本計画」、短期的な取り組みを示す「実施計画」の三層構造となっており、それぞれの計画期間は次のようになっています。

基本構想

基本構想は、市民と行政がともに目指す垂水市らしいまちづくりや行政運営を進めるために、基本的な方向性や垂水市の将来像を示したものです。

計画期間は、平成20年度（2008年度）を初年度とし、平成29年度（2017年度）までの10年計画とします。

基本計画

基本計画は、基本構想を実現させるための計画で、市民と行政が取り組むべき政策の基本的な目標を体系的に示したものです。この基本計画の目標が、他の行政計画や地域振興計画の柱となります。

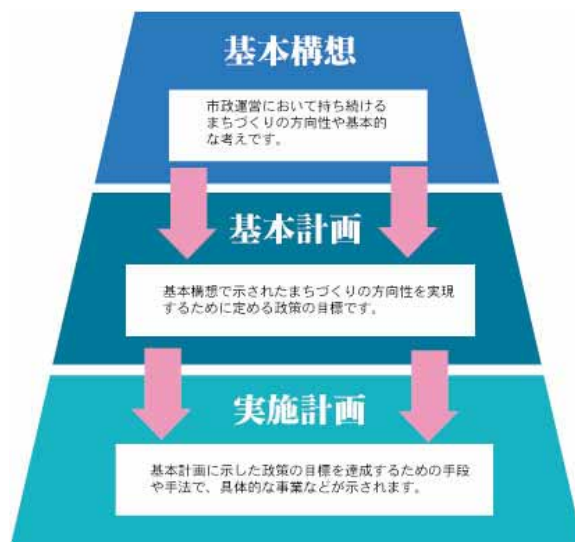
計画期間は、平成20年度（2008年度）から平成29年度（2017年度）の10年間とし、5年ごとに見直しを行うものとします。

実施計画

実施計画は、基本計画で示した政策の基本的な目標を実現する手段や手法となります。具体的な事業の内容を短期間の計画として示すもので計画期間は3年間とし、毎年度ローリング方式による見直しを行います。

見直す視点については、基本計画に対する成果の検証や行政評価とし、また、財政計画と連動した実効性のある運用を行う必要があります。

図 / 3層構造のイメージ



2. より実効性のある計画であるために（計画の位置付け）

本計画の基本構想は、垂水市行政における各種計画類の最上位計画となります。このことから、本計画の実施期間内の行政運営、政策立案に対しては、本計画に掲げる目標を達成するためのものでなければなりません。そのため、本計画と各課の持つ関連計画を体系化させ、関連付けしていく必要があります。特に予算との連動を意識し、実効性のある計画とします。

市民においては、本計画に掲げる目標の実現を目指し、行政との取り組みや施策への提言のために活用していくことが望まれます。

一方で、国政や社会経済情勢は日々刻々と変化しています。こういった世の中の動きや制度等の改正により、総合計画の方向性が大きくかけ離れた場合には、必要に応じて見直す必要があります。

第3章 計画策定の背景

第1節 垂水市の現況

1. 垂水市とは

明治22年市町村制に基づき、垂水村・牛根村・新城村が発足しました。大正13年町制施行により垂水村が垂水町となり、昭和30年昭和の大合併により、垂水町が新城村・牛根村を編入しました。その後、昭和33年市制施行により現在の垂水市となっています。

垂水市の名称は、垂水城（元垂水）の崖下に、岩の間から清水が滴々と垂れて溜水があり、この辺一帯の唯一の飲料水であったことから有名となり、この地名が起こったといわれています。

2. 位置・地勢・面積・社会資源

垂水市は、大隅半島の北西部、鹿児島湾に面するほぼ中央に位置し、県都鹿児島市と大隅半島を結ぶ海上陸上交通の要所です。北に霧島市、西に桜島、東は高隈連山を境として鹿屋市に接しています。

面積は、約162.01平方キロメートルで37キロメートル及び海岸線を有しています。地目別面積では、市の面積の77%を森林が占め、宅地割合はわずか3%となっています。

表 / 地目別面積

区分	総数	農地	森林	原野	水面・河川・水路	道路	宅地	その他
面積 (ha)	16,201.0	1,281.0	12,563.0	16.0	122.0	371.5	498.7	1,348.8
構成比 (%)	100.0	7.9	77.5	0.1	0.8	2.3	3.1	8.3

(グラフ: 地目別面積)

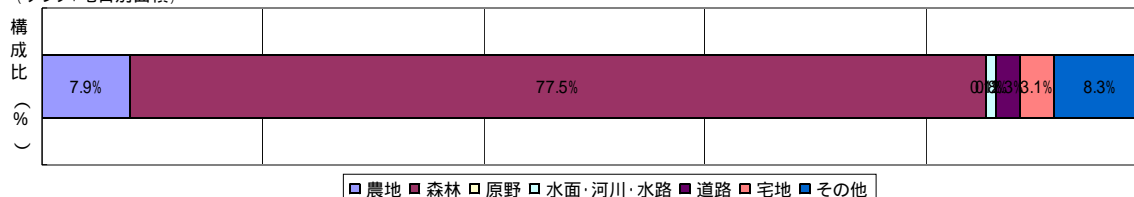


図 / 県内位置図

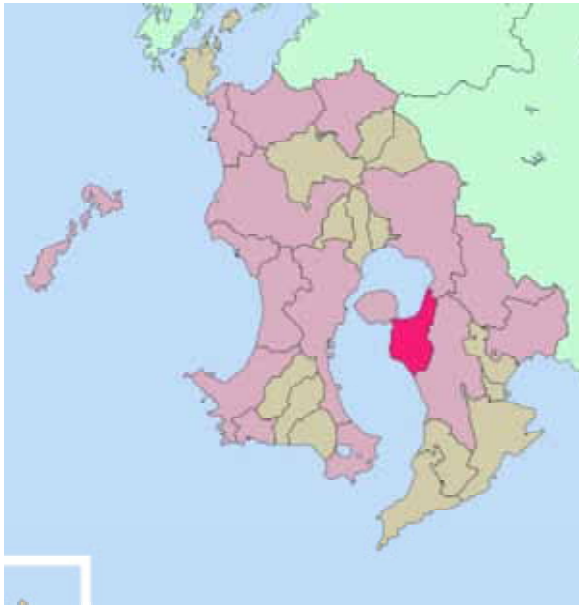


図 / 主な観光地



3. 気候

垂水市の気候は、平均気温が20度、年間200日以上が晴れの天気になるなど、温暖で暮らしやすい気候となっています。

桜島における火山活動レベルも平成19年12月現在レベル2（比較的静穏な噴火活動）で桜島降灰量も平成12年を最後に1平方メートルあたりの降灰量が1,000gを下回っています。

表 / 気象現況

年	気 温 ()			降雨量 (mm)	平均湿度 (%)	風 速 (m/s)		天候日数(日)		
	平均	最高	最低			平均	最大	晴	曇	雨
平成14年	22.7	37.0	5.5	1,530.5	58.9	-	-	212	102	51
平成15年	26.3	39.0	7.0	1,585.0	59.9	3.3	25.0	209	97	59
平成16年	18.8	31.0	3.0	2,065.0	56.3	3.3	22.0	237	95	34
平成17年	18.6	32.0	3.0	1,913.0	59.2	3.8	16.0	216	112	37
平成18年	20.9	34.0	1.0	1,964.0	66.1	3.4	15.0	201	77	87

表 / 観測地点別降灰量の推移

(単位：g/m²)

年	垂 水 市				
	二 川	牛根麓	海 湯	市役所	柊 原
平成12年	1,434	4,376	6,258	2,628	2,289
平成13年	225	979	948	629	484
平成14年	134	206	795	326	251
平成15年	32	19	65	126	58
平成16年	30	27	26	65	77
平成17年	10	17	8	47	35
平成18年	28	27	28	39	33

4. 人口動態

(1)人口・世帯の動向

垂水市の総人口は、18,928人（平成17年国勢調査）で、前回調査時（平成12年国勢調査）の20,107人と比較すると1,179人減少し、市制施行時の約35,000人から減少傾向が続いています。

校区別人口は、垂水地区が市の人口の50%を占めています。また、平成2年当時と比較すると、すべての校区で人口が減少しています。

人口動態は、平成18年において、自然動態（出生 - 死亡）が185人の減少、社会動態（転入 - 転出）が197人の減少、合計382人の減少となるなど、近年、自然動態・社会動態とも大幅な減少傾向を示しています。

世帯数は、市制施行時より増加や減少を繰り返しており、平成17年国勢調査では、7,675世帯となりました。また、1世帯あたりの人員は、2.5人となっており、核家族化の進展と高齢化社会を象徴するものと思われます。

表 / 人口と世帯数の推移

（国勢調査）

年	世帯数 (世帯)	人 口 (人)	人 口		1世帯あ たり人員	備 考
			男	女		
昭和35年	7,816	32,721	15,451	17,270	4.2	第9回国勢調査
昭和40年	7,686	29,175	13,521	15,654	3.8	第10回国勢調査
昭和45年	7,718	25,952	11,919	14,033	3.4	第11回国勢調査
昭和50年	7,780	24,422	11,247	13,175	3.1	第12回国勢調査
昭和55年	8,148	24,179	11,146	13,033	3.0	第13回国勢調査
昭和60年	8,279	23,504	10,858	12,646	2.8	第14回国勢調査
平成2年	8,203	22,264	10,167	12,097	2.7	第15回国勢調査
平成7年	8,030	20,933	9,632	11,301	2.6	第16回国勢調査
平成12年	7,911	20,107	9,216	10,891	2.5	第17回国勢調査
平成17年	7,675	18,928	8,692	10,236	2.5	第18回国勢調査

人口と世帯数の推移

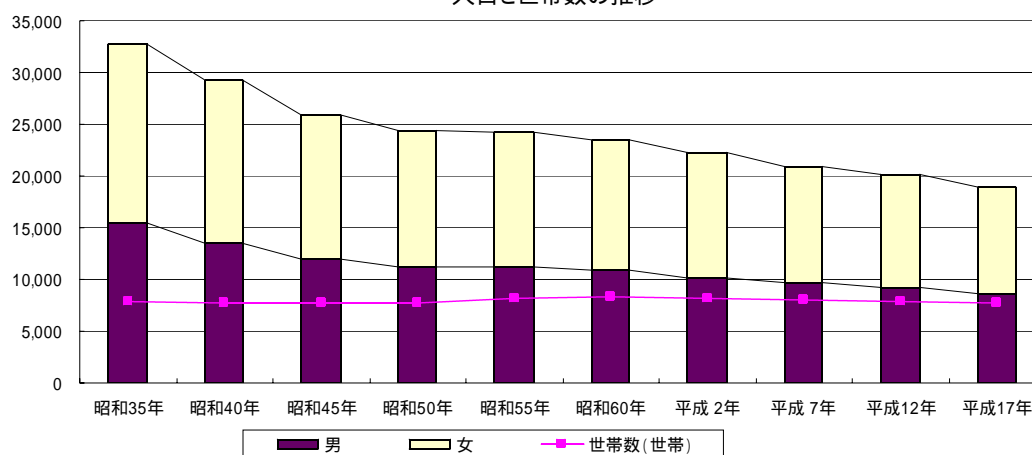


表 / 校区別人口の推移

(国勢調査：単位 人)

	新 城	柁 原	垂 水	水之上	大 野	協 和	松ヶ崎	牛 根	境
平成 7 年	1,511	1,691	9,773	2,183	225	2,633	704	957	1,256
平成12年	1,445	1,633	9,834	1,900	204	2,465	737	737	1,152
平成17年	1,347	1,509	9,526	1,820	149	2,275	575	761	966

国勢調査の調査区設定による差異があります。

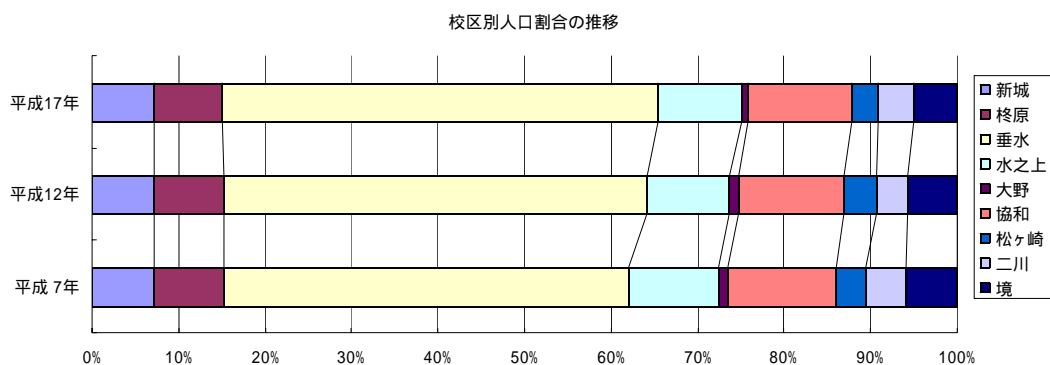


表 / 人口動態の推移

(住民基本台帳：単位 人)

	出 生	死 亡	自然増減	転 入	転 出	社会増減	差引増減
平成 7 年	136	300	-164	888	997	-109	-273
平成12年	142	262	-120	813	852	-39	-159
平成17年	123	277	-154	642	759	-117	-271
平成18年	106	291	-185	639	836	-197	-382

(2) 年齢別人口の構成

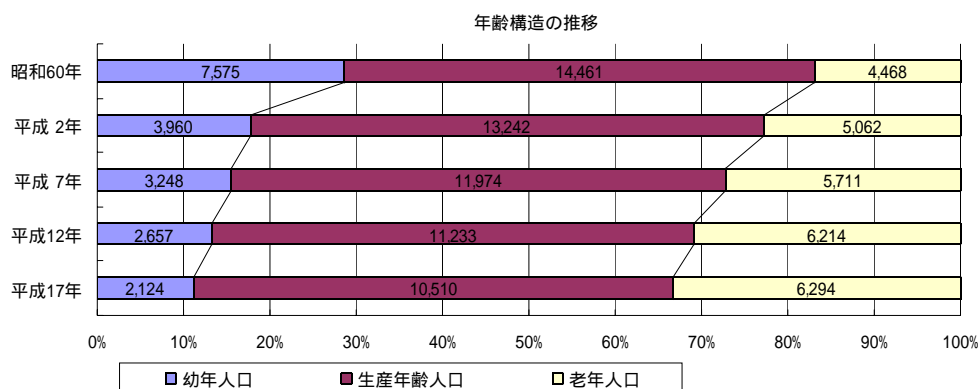
老年人口（65歳以上）、生産年齢人口（15～64歳）、年少人口（14歳以下）の3区別の人口構成は、老年人口が33%を超え、年少人口が11%台になるなど少子高齢化が進んでいます。

表 / 年齢構造の推移

(国勢調査：単位 人)

年次	合計	幼年人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)
昭和60年	23,504 (100%)	4,575 (19.5%)	14,461 (61.5%)	4,468 (19.0%)
平成 2 年	22,264 (100%)	3,960 (17.8%)	13,242 (59.5%)	5,062 (22.7%)
平成 7 年	20,933 (100%)	3,248 (15.5%)	11,974 (57.2%)	5,711 (27.3%)
平成12年	20,107 (100%)	2,657 (13.2%)	11,233 (55.9%)	6,214 (30.9%)
平成17年	18,928 (100%)	2,124 (11.2%)	10,510 (55.5%)	6,294 (33.3%)

年齢不詳あり



(3) 将来推計人口と年齢別構造

平成18年10月鹿児島地域経済研究所が発表した推計人口によると、基準人口18,928人（平成17年）をもとに中位推計の結果、平成27年には、16,564人と予測しています。また、年齢別の構造も年少人口比率10.4%、生産年齢人口比率53.3%、老年人口比率36.3%となっています。

平成27年推計人口 16,564人 / 年少人口 10.4% / 生産年齢人口 53.3% / 老年人口 36.3%

5 . 産業活動

垂水市の産業別15歳以上就業者構造は、第1次産業21.2%、第2次産業23.8%、第3次産業54.5%となっており、第1次産業、第2次産業従事者数はともに減少傾向を示しています。特に平成7年から12年にかけて第1次産業の農業従事者数が、平成12年から17年にかけて第2次産業従事者数の減少が大きくなっています。

表 / 産業別15歳以上就業者数・割合の推移

単位：人

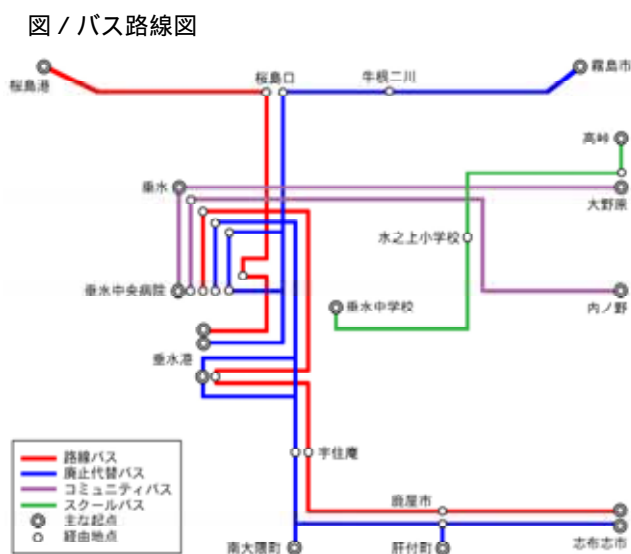
	平成 7年	平成12年	平成17年
総 数	9,454(100.0%)	8,812(100.0%)	8,323(100.0%)
第1次産業	2,418(25.6%)	1,884(21.4%)	1,761(21.2%)
農業	1,739(18.4%)	1,248(14.2%)	1,214(14.6%)
漁業	666(7.1%)	627(7.1%)	537(6.5%)
林業	13(0.1%)	9(0.1%)	10(0.1%)
第2次産業（建設業・製造業等）	2,545(26.9%)	2,455(27.9%)	1,980(23.8%)
第3次産業（小売業・サービス業等）	4,486(47.5%)	4,473(50.8%)	4,536(54.5%)
分類不能の産業	5(0.1%)	- (- %)	46(0.6%)

6. 交通体系

本市の道路体系は、国道220号（延長35.782km）を基幹道路として、県道4路線（延長30.095km）、市道356路線（延長211.696km）があります。（国道・県道は平成18年4月現在・市道は平成19年3月現在）

また、県都鹿児島市と大隅半島を結ぶ垂水港が整備され、大隅半島の海の玄関口として、非常に重要な役割を担っています。

また、霧島市や鹿屋市などと結ばれている路線バス、市内には、大野地区などと結ばれているコミュニティバスなどがあり、住民の唯一の交通機関となっています。



図ノ国道・県道



7. 財政状況

垂水市の財政状況は、一般会計の決算額が、90億～96億円台（平成15～18年度）です。自主財源の割合が20～25%と、国や県に対する依存度が高く、歳入の大部分は地方交付税となっています。市の貯金である基金の残高は約3億3,000万円、また、借金である地方債残高は約120億円ですが、平成16年以後、市債の発行を抑制し、返済を進めるなどして減少しています。

自治体の財政健全度を示す実質公債費比率は、16.5%（平成18年度決算）と警告ラインの18%を下回っています。財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、平成14年の100.4をピークに94.2（平成18年度決算）、公債費比率は平成11年度の17.7をピークに県内市平均16.8を大きく下回る14.7（平成18年度決算）となっています。依然として財政構造は硬直化しており余裕はありませんが、健全な財政を維持しているといえます。

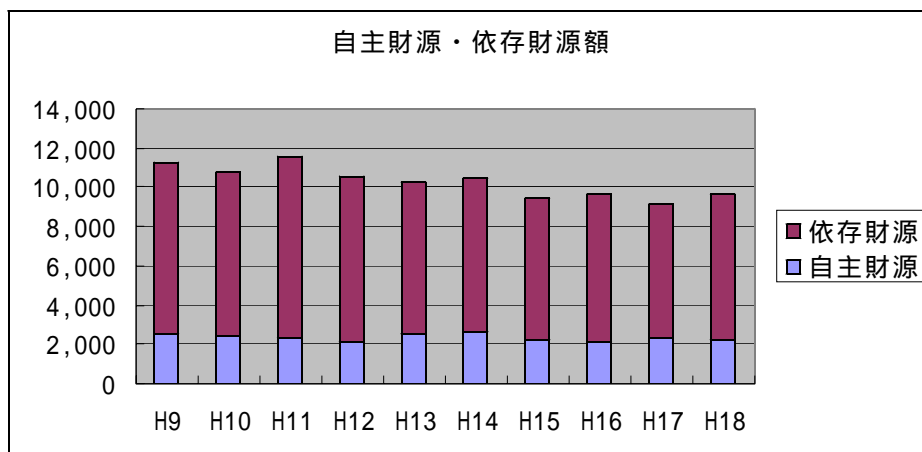
(1)歳入

平成18年度一般会計歳入決算額 96億7,578万7千円

歳入に占める自主財源額・依存財源額の割合

単位：百万円

	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
自主財源	2,539	2,433	2,354	2,181	2,486	2,629	2,185	2,129	2,302	2,205
割合(%)	22.6	22.7	20.4	20.7	24.4	25.2	23.1	22.1	25.1	22.8
依存財源	8,678	8,274	9,164	8,355	7,715	7,784	7,273	7,524	6,863	7,471
割合(%)	77.4	77.3	79.6	79.3	75.6	74.8	76.9	77.9	74.9	77.2
歳入総額	11,217	10,707	11,518	10,536	10,201	10,413	9,458	9,653	9,165	9,676



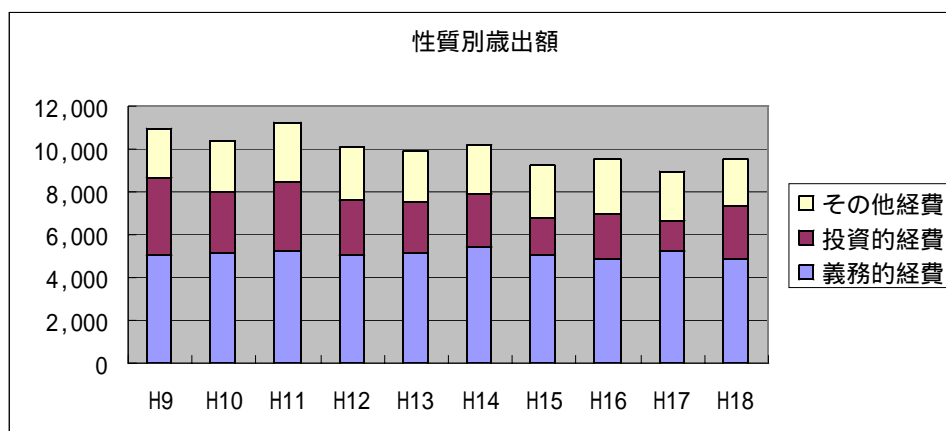
(2)歳出

平成18年度一般会計歳出決算額 94億9,376万円

歳出総額・性質別歳出額の推移

単位：百万円

	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
義務的経費	5,071	5,187	5,217	5,024	5,139	5,411	5,028	4,834	5,205	4,868
投資的経費	3,563	2,803	3,258	2,558	2,354	2,526	1,690	2,156	1,481	2,420
その他経費	2,282	2,382	2,790	2,490	2,444	2,280	2,545	2,521	2,268	2,206
歳出総額	10,916	10,372	11,265	10,072	9,937	10,217	9,263	9,511	8,954	9,494

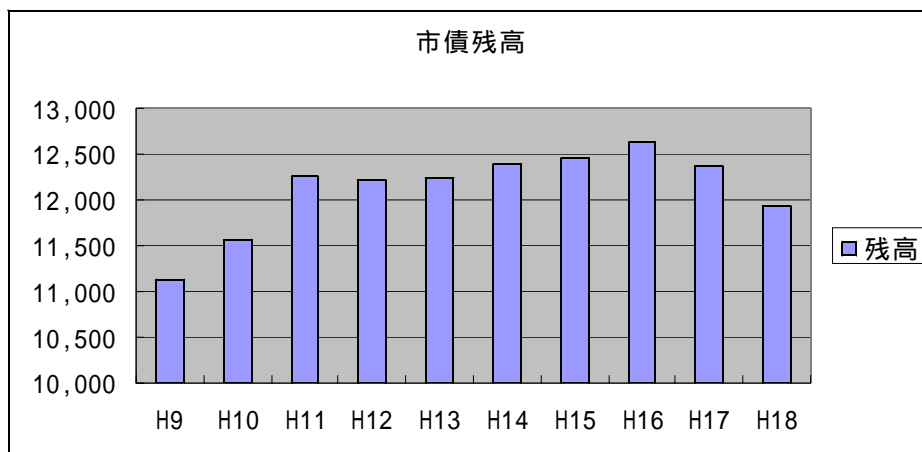


(3)地方債・基金の状況

市債残高の推移

単位：百万円

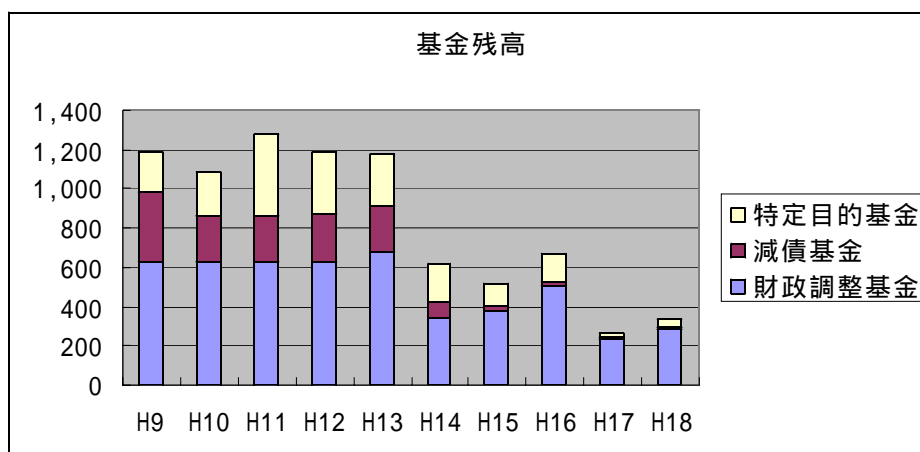
	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
残高	11,125	11,559	12,264	12,218	12,233	12,388	12,449	12,610	12,371	11,931



基金残高の推移

単位：百万円

	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
財政調整基金	629	631	632	633	676	340	377	507	231	286
減債基金	359	235	235	236	236	86	25	25	10	10
特定目的基金	197	224	409	319	261	191	113	140	25	37



【財政調整基金】

突発的な災害や緊急を要する経費等に対処するための基金です。

【減債基金】

市債の償還（返済）の増加に備えるための基金です。

【特定目的基金】

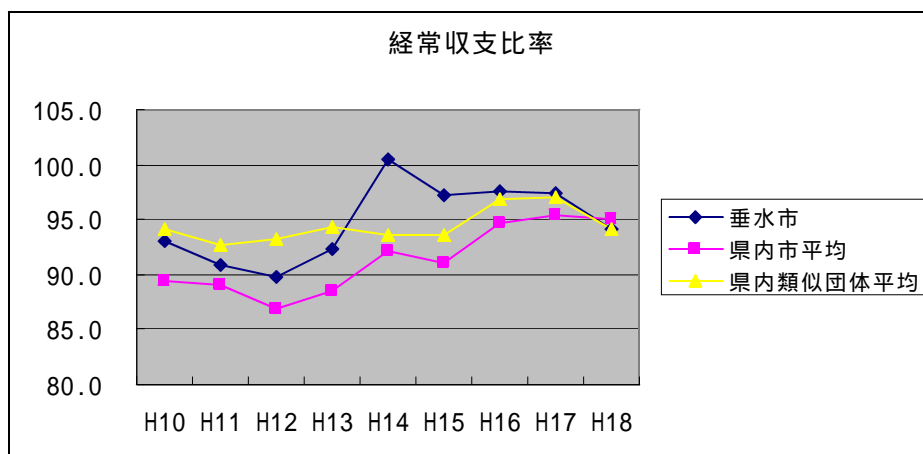
財政調整基金及び減債基金を除いた基金で、特定事業のための積立や定額の資金を運用するための基金です。

(4) 財務指標

経常収支比率

単位：%

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
垂水市	93.0	90.9	89.7	92.4	100.4	97.3	97.6	97.4	94.2
県内市平均	89.4	89.0	86.8	88.6	92.1	91.0	94.6	95.4	95.0
県内類似団体平均	94.1	92.7	93.3	94.3	93.6	93.6	96.8	97.0	94.1



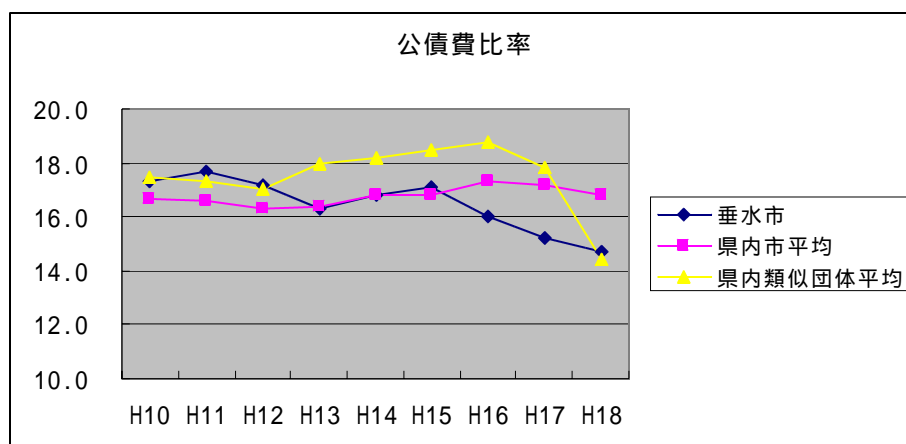
【経常収支比率】

経常収支比率は、経常一般財源（市税・普通交付税など毎年連続して収入され自由に使用できる財源）が経常経費充当一般財源（人件費・公債費・施設の運営費など毎年支出することが決まっている経費）にどの程度使われているかを見る指標です。一般的に70～80%が望ましいとされています。

公債費比率

単位：%

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
垂水市	17.3	17.7	17.2	16.3	16.8	17.1	16.0	15.2	14.7
県内市平均	16.7	16.6	16.3	16.4	16.8	16.8	17.3	17.2	16.8
県内類似団体平均	17.5	17.3	17.0	18.0	18.2	18.5	18.8	17.8	14.4



【公債費比率】

公債費比率は、市の借入金である市債の返済金に充てられた一般財源（市税など市が自由に使える財源）が、標準財政規模に対してどの程度の割合になっているかを見る指標です。一般的に15%超が警告ライン、20%超が危険ラインといわれています。

実質公債費比率

単位：％

	H17	H18
垂水市	16.1	16.5
県内市平均	15.9	16.1
県内類似団体平均	18.4	15.4

【実質公債費比率】

実質公債費比率は、自治体の財政健全度を示す新しい指標として総務省が平成18年度導入したものです。

従来は考慮されていなかった水道事業会計など公営企業会計の借金返済に対する一般会計からの繰出金なども、実質的な公債費として算入することで、財政の「実質」が反映されるものです。わかりやすく言えば、「収入のうち、どのくらいの割合を借金返済に充てているか」を示す指標で、低いほど「財政状態が健全」なことを意味します。また、地方債許可制度が協議制度に移行したことに伴い、この数値で起債制限等が行われることとなり、この実質公債費比率が18%を超えると、地方債許可団体に移行することとされ、25%を超えると、単独事業の起債が認められなくなり、起債制限団体となります。

<参考>

- (1) 18%未満 事前協議の上、自由起債
- (2) 18～25%未満 総務相、都道府県による許可制
- (3) 25～35%未満 一般事業などで起債制限
- (4) 35%以上 (3)に加え一般公共事業

第2節 私たちが学んだこと～鹿児島大学公開講座より～

1. ESD（持続可能な開発のための教育）と垂水市

垂水市とESDの出会いは、2005年2月です。その頃の垂水市は、2004年3月に合併協議会から離脱し、単独での生き残りを余儀なくされていました。そのような中で、ESDを研究している鹿児島大学生涯学習教育研究センターと出会いました。

これまで、垂水市の将来改革と基本構想などの公開講座や防災シンポジウムを開催し、多くの市民が参加しました。その後、これらの講座で学び、発展させた形で大野ESD自然学校の構想や地域の防災マップづくりへとつながっています。

ESDと出会ったことは、私たちにとって、地域を知り、地域の課題に気付き、課題解決の道筋を学ぶ上で非常に有効であることが分かりました。垂水市では、これからのまちづくりにこのESDの考え方を活用していくことになりました。

これまでに開催された公開講座

- 2005年6月 垂水市の将来改革と基本構想～地域資源の再発見～
- 2005年12月 防災シンポジウム「語りもんそ会」～自分たちの地域は自分たちで守ろう～
- 2006年1月 垂水市の将来改革と基本構想～地域の暮らしの豊かさ～
- 2006年3月 垂水市の将来改革と基本構想～これからの市町村経営に必要な持続可能な財政の考え方～
- 2006年7月 防災マップをつくろう
- 2006年12月 地域で自然学校をつくろう
- 2007年2月 ESD地域ミーティングin垂水

コラム：ESD（持続可能な開発のための教育）

ESD（持続可能な開発のための教育：Education for Sustainable Development）とは、将来の世代のニーズを満たす能力を損なうことなく、現在の世代のニーズを満たすような社会づくりのための教育をいいます。

2002年12月の国連総会において、2005年から2014年までの10年間を「国連持続可能な開発のための教育の10年」とすることが決議されました。

日本においては、世代間の公平、地域間の公平、男女間の平等、社会的寛容、貧困削減、環境の保全と回復、天然資源の保全、公平で平和な社会などESDにおいて取り組むべき課題が多岐にわたるため、関係行政機関相互間の緊密な連携を図り、総合的かつ効果的な推進を図るため、2005年12月「国連持続可能な開発のための教育の10年」関係省庁連絡会議を内閣に設置し、2006年3月実施計画を定めました。

「地球の視野で考え、様々な課題を、自らの問題として捉え、身近なところから取り組み、持続可能な社会づくりの担い手となる」よう個人を育成し、持続可能な地域づくりを進めていくことを目指したものです。

2. 鹿児島大学公開講座の概要

鹿児島大学公開講座「総合計画をつくろう」は、総合計画の策定に必要な垂水市の現状と市民ニーズの把握をはじめ、市民や行政職員の学びの場づくり・人づくりを目的としています。

公開講座は、平成19年3月25日に開講し、12月16日までの間、基本構想編を全5回、基本計画編は合計12回、基本構想策定編を1回開催しました。

講座全体における延べ参加者数は、市民や職員あわせて791人となりました。

基本構想編では、事前に参加申し込みを行った講座生が中心となり、統計データを使った垂水

市の現状分析を学び、ワークショップを通じて、垂水市の誇りに思うところや課題・不満などを出し合ったり、過去や現在の状況などを比較したりして、4つの行政分野（よい仕事環境づくり、よい居住環境・自然、よい学び・仲間・文化、よい行政と住民参加）に対して、大切にしたいことなどをキーワードとしてまとめました。

そして、講座生の代表がまとめた「第4次垂水市総合計画基本構想に対する提言書」が8月16日に市長へ提出されました。

基本計画編では、基本構想編の講座生に加え一般市民が参加しました。講座は、基本構想編のつながりから、4つの行政分野に関連する個別のテーマを設定し、合計12の講座を開催しました。

講座内容は、大きく2部に分かれており、前半は個別テーマを専門としている大学の先生方から一般論や近年の状況などに基づき問題提起を行い、後半はその問題提起に対して、ワークショップ形式で解決策などを話し合いました。

また、市役所職員向けの公開講座も開催されました。これは、総合計画策定に必要な知識や能力を高める目的で行われました。

表 / 市民向け公開講座開催状況・参加者数

講座名	講座内容	開催日	講師	参加者数
基本構想編	憲法と地方自治 垂水市の現状分析	3月25日	小栗実教授 小栗有子准教授	64
基本構想編	垂水市のまちづくりをチェックする	4月28日	小栗有子准教授	37
基本構想編	垂水市のまちづくりをチェックする	5月20日	小栗有子准教授	40
基本構想編	提言書をつくろう	6月24日	小栗有子准教授	26
基本構想編	提言書をつくろう	7月22日	小栗有子准教授	36
基本計画編	林業	8月19日	遠藤日雄教授	41
	防災	8月19日	井村隆介准教授	51
	地域コミュニティ	8月19日	神田嘉延教授	36
	地方自治	8月19日	有馬晋作准教授 ¹	45
基本計画編	水産業	9月2日	佐野雅昭教授	70
	都市計画	9月2日	安山宣之准教授	49
	高齢者福祉	9月17日	徳田修司教授	66
	男女共同参画	9月17日	最勝寺妙氏 ²	49
基本計画編	農業	9月23日	秋山邦裕教授	42
	環境保全	9月23日	降旗信一准教授	25
	学校教育	9月23日	河原尚武教授	34
	地方自治	9月27日	平井一臣教授	59
基本構想策定編	基本構想素案をチェックする	12月16日	小栗有子准教授	21

1：宮崎公立大学 2：民間

基本構想編・基本計画編・基本構想策定編 合計延べ参加者 791人

表 / 職員向け公開講座開催状況

講座名 / 講座内容	開催日	講師
総合計画策定の考え方、進め方	平成18年12月20日	小栗有子准教授 / 鹿児島大学
統計調査からみる垂水市の現状と課題	平成19年 1 月23日	神田嘉延教授 / 鹿児島大学
総合計画WG今後の展望と進捗の確認	平成19年 2 月22日	小栗有子准教授 / 鹿児島大学
これからの行政組織のあり方	平成19年 2 月22日	有馬晋作准教授 / 宮崎公立大学
3月25日のプレゼンテーションリハーサル	平成19年 3 月22日	小栗有子准教授 / 鹿児島大学
総合開発審議会委員との意見交換会	平成19年 4 月16日	小栗有子准教授 / 鹿児島大学
基本構想策定に向けた地域調査計画	平成19年 5 月24日	小栗有子准教授 / 鹿児島大学
地方自治と市民参加	平成19年 5 月24日	平井一臣教授 / 鹿児島大学
現代の食生活をめぐるグローバル化の深化と自治体行政への期待～	平成19年 6 月25日	佐野雅昭教授 / 鹿児島大学
ワークショップの土台づくり（基礎編）	平成19年 7 月30日	岡松香寿枝 氏 / 民間
ワークショップの土台づくり（応用編）	平成19年 8 月20日	岡松香寿枝 氏 / 民間

3 . 垂水市の課題と可能性

本市の将来を考えるにあたっては、垂水市のことを深く知り、垂水市が持つ「強み」と「弱み」を客観的に把握することが大切です。このため、鹿児島大学公開講座において、4つの行政分野に対するキーワードと、課題・可能性について認識したことを、次のとおり整理しました。

(1)よい仕事環境づくり

キーワード

垂水ブランド

人の誘致

外との循環

内との循環

課題として認識したこと

垂水市は農林水産業が中心であり、それ以外の働く場所が少なく、地域経済が循環していないこと。

可能性として認識したこと

垂水市には、優れた農水産物や地場産業が存在することから、垂水ブランドを核に、外との循環、内での循環を意識し取り組むことにより、発展する可能性を秘めています。

基本計画編 ～ 林業～

講座のポイント

・ 林業を産業として成り立たせるための知識習得（森林行政と森林産業の現実）

ワークショップの主なテーマ

・ なぜ垂水の林業は振興しないのか

・ 今後の方向性

基本計画編 ~水産業~

講座のポイント

- ・水産業のグローバリズムの現状認識と徹底したマーケティングについて

ワークショップの主なテーマ

- ・垂水の生産地としての強みと弱み
- ・どのような産地になりたいか

基本計画編 ~農業~

講座のポイント

- ・市民や企業参加型の農業システムの事例を学ぶ

ワークショップの主なテーマ

- ・垂水市の農業の課題
- ・垂水市における市民参加型農業の取り組み

(2)よい居住環境・自然

キーワード

安心・安全

人工と自然のバランス

いつもウェルカムなコミュニティ

自然を大切にすること

誇れる垂水暮らし

課題として認識したこと

土砂災害や降灰など自然災害が多く、また、地形も南北40kmの海岸線を抱え、生活の利便性に違いが大きいこと。

可能性として認識したこと

海、山、川を抱え、豊かな自然や資源に囲まれており、その自然や資源を大切にすることを育て、田舎でもない都会でもない垂水らしさを創造できる可能性があります。

基本計画編 ~防災~

講座のポイント

- ・垂水の地形、地質の成り立ちや性質を学び、「災害は発生する」ことを認識する

ワークショップの主なテーマ

- ・災害時の避難
- ・災害時の情報伝達 など

基本計画編 ~都市計画~

講座のポイント

- ・まちづくりの一般論とまちづくりを巡る諸課題について

ワークショップの主なテーマ

- ・地球を活かしたまちづくり
- ・風土と居住環境
- ・人口減少社会

基本計画編 ~環境保全~

講座のポイント

- ・環境の位置付け、視点、切り口について認識する

ワークショップの主なテーマ

- ・住環境の向上
- ・地目毎の現状と改善策

(3)よい学び・仲間・文化

キーワード

地域・家庭・学校との連携

地域性を生かした地域のプロデューサー育成

時代の変化を読む公共施設

伝統行事の継承

若者の出会いの場

課題として認識したこと

少子高齢化による地域コミュニティの存続、地域格差が大きいこと

可能性として認識したこと

垂水市は昔から人々が助け合い、地域のことを教え合う、人情豊かなまちであることから、地域のことを世代間で共有し深めることに、すなわち学びの環境をつくることで、地域性を生かしたまちづくりが可能となります。

基本計画編 ~地域コミュニティ~

講座のポイント

- ・コミュニティのあり方と教育との関連について

ワークショップの主なテーマ

- ・地域コミュニティについて
- ・コミュニティと学校問題

基本計画編 ~高齢者福祉~

講座のポイント

- ・高齢者福祉に対する先進国や日本国内の取り組み
- ・生きがいの多様性、豊かさの原点を理解し、生きがいづくりの実践につなげる

ワークショップの主なテーマ

- ・最後まで自宅で健康で生きがいを持って暮らすために

基本計画編 ~学校教育~

講座のポイント

- ・子どもの育ち（発達と成長）を理解し、地域のあり方を考える

ワークショップの主なテーマ

- ・子育てにおける垂水市の現状（強みと弱み）
- ・地域が果たすべき役割

(4)よい行政と住民参加

キーワード

行政の資質向上とコスト意識

行政は公僕で最大のサービス業

情報の積極的な公開

男女共同参画の意識醸成

行政と住民との信頼関係の構築

積極的な住民参加

課題として認識したこと

行政改革を進めている中ではあるが、行政の資質向上とコスト意識をもっと徹底させて、行政は公僕で最大のサービス業であるという認識を醸成していく必要があること。

可能性として認識したこと

行政と住民との信頼関係を構築することで、市民との協働社会が築ける可能性があります。

基本計画編 ~地方自治~

講座のポイント

- ・行政の仕事を理解し、今後の行政のあり方を考える

ワークショップの主なテーマ

- ・市民から見た役所の不合理、説明責任
- ・市民と市の相互理解について

基本計画編 ~男女共同参画~

講座のポイント

- ・男女共同参画の基本的な考え方とこれからの課題を学ぶ
- ワークショップの主なテーマ
- ・地域コミュニティの中での男女共同参画社会を考える
- 基本計画編 ～地方自治（住民参加）～
- 講座のポイント
- ・住民参加の必要性、その理由と推進策について学ぶ
- ワークショップの主なテーマ
- ・情報の送受信
- ・住民参加に対する現状と新たな提案

第3節 市民満足度調査について

市民満足度調査結果

本調査は、市内に在住する18歳以上の市民を対象に、一般的な10項目と第3次垂水市総合計画に基づく25の施策について、「満足度」及び「重要度」を調査しました。

調査の概要・回答率等

調査地域	市内全域
調査対象	住民基本台帳に記載された市内在住の18歳以上の市民
調査期間	平成18年3月1日（水）～3月15日（水）
対象者数	1,000人（無作為抽出）
回答者数	352人
回答率	35.2%

一般項目の満足度及び重要度の順位

【満足度】 平均 3.42 5段階評価

1位	3.82	自分自身や家族が健康であること
2位	3.78	自分の家が持てること
3位	3.75	治安が良く安心して生活ができること
4位	3.64	身の周りの自然環境が守られ、その中でゆっくりと時間を過ごせること
5位	3.51	地理的条件に恵まれていること
6位	3.24	公共施設が充実しており、いつでも自由に利用できること
7位	3.15	家計にゆとりがあること
8位	3.13	公共交通機関へのアクセスがよいなど交通の利便性に恵まれていること
9位	3.09	品揃えの豊富な店が近くにあること
10位	3.06	地元で希望する職業に就け、また仕事が充実していること

【重要度】 平均 3.84 5段階評価

1位	4.37	自分自身や家族が健康であること
2位	4.16	治安が良く安心して生活ができること
3位	3.90	身の周りの自然環境が守られ、その中でゆっくりと時間を過ごせること
4位	3.88	自分の家が持てること
5位	3.76	品揃えの豊富な店が近くにあること
6位	3.73	家計にゆとりがあること
7位	3.72	地元で希望する職業に就け、また仕事が充実していること
8位	3.70	地理的条件に恵まれていること
9位	3.62	公共交通機関へのアクセスがよいなど交通の利便性に恵まれていること
10位	3.53	公共施設が充実しており、いつでも自由に利用できること

総合計画関連項目の満足度及び重要度の順位

【満足度】 平均 3.25 5段階評価

1位	3.44	環境の美化について
2位	3.42	健康の保持増進について
3位	3.41	高齢者施策の推進について
4位	3.36	社会教育の推進について
5位	3.35	生活道路の改善について
6位	3.33	安全の確保について
7位	3.31	ゆとりある子育て支援について
8位	3.31	上・下水道等の整備について
9位	3.28	障害者の自立支援について
10位	3.28	学校教育の充実について
11位	3.26	文化活動の推進について
12位	3.25	農業の新たな展開について
13位	3.23	スポーツ・レクリエーション活動の推進について
14位	3.23	水産業の新たな展開について
15位	3.22	畜産業の振興について
16位	3.22	骨格交通網の形成について
17位	3.19	集落環境の整備について
18位	3.18	林業の振興について
19位	3.17	市街地の計画的な整備について
20位	3.16	秩序ある土地の利用について
21位	3.15	良好な住宅や宅地の供給について
22位	3.15	商工業の振興について
23位	3.15	新たな産業の育成について
24位	3.15	地域情報化の推進について
25位	3.09	魅力ある観光地づくりについて

【重要度】 平均 3.77 5段階評価

1位	4.07	安全の確保について
2位	4.00	環境の美化について
3位	3.96	高齢者施策の推進について
4位	3.95	健康の保持増進について
5位	3.91	生活道路の改善について
6位	3.88	学校教育の充実について
7位	3.86	ゆとりある子育て支援について
8位	3.86	障害者の自立支援について
9位	3.86	上・下水道等の整備について
10位	3.84	骨格交通網の形成について
11位	3.78	農業の新たな展開について
12位	3.74	集落環境の整備について
13位	3.73	良好な住宅や宅地の供給について
14位	3.73	魅力ある観光地づくりについて
15位	3.72	社会教育の推進について
16位	3.72	水産業の新たな展開について
17位	3.71	商工業の振興について
18位	3.69	市街地の計画的な整備について
19位	3.68	新たな産業の育成について
20位	3.68	秩序ある土地の利用について
21位	3.67	畜産業の振興について
22位	3.59	林業の振興について
23位	3.59	地域情報化の推進について
24位	3.58	スポーツ・レクリエーション活動の推進について
25位	3.57	文化活動の推進について

．基本構想

第1章 基本構想の目的

第1節 目的

この垂水市基本構想（以下「基本構想」とします。）は地方自治法第2条第4項の規定に基づき、『将来像』の実現のための基本的な方向性を明らかにすることを目的とします。

地方自治法第2条第4項

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。

第2節 目標年次

基本構想の目標年次は、平成29年度（2017年度）とします。

第2章 まちづくりの基本理念と将来像

日本全体が人口減少社会へ突入し、少子高齢化・地球温暖化をはじめとする環境問題・地方分権社会への対応など多くの課題を抱えています。本市においても、その日本を構成する一員として、これらの課題を克服し、将来の世代に対して、よりよい環境を持続し、引き継いでいくことが求められており、また、今を生きる私たちの責務でもあります。

地域を輝ける未来にしていくことは、どのまちにおいても共通の課題であり、また、それを実現していくためには、莫大なエネルギーが必要です。

私たちの住む垂水市には、活用できる地域資源が数多くあります。

人、自然環境、そして、そこから生み出される産物。

垂水市が輝き、愛されるまちにしていくために、私たち一人ひとりが、すべての人の多様な生き方や考え方を尊重し、個性と能力を十分に発揮しながら、それぞれの役割を自覚し、力を積み重ねていくことが必要です。

まちづくりの基本理念を、市民と協働のまちづくり、将来へ自信を持って引き継げる環境に配慮したまちづくり、地域資源を活用したまちづくりとし、まちの将来像を、

「水清く 優しさわき出る温泉の町 垂水」とします。

第3章 将来指標

将来目標人口

垂水市の平成17年10月1日の国勢調査人口は18,928人で、平成27年の将来推計人口は16,564人と大きく減少することが予測されています。今後、人口減少社会を迎え、大きく人口の増加を見込むことは難しいですが、人口定住対策や少子化に関する施策を実現し、基本構想に基づくまちづくりを展開していくことを踏まえて、平成29年における将来目標人口を18,000人に設定します。

第4章 地域づくりの考え方

第1節 地域拠点地区の定義

市民生活をする上で大切な地域づくりは、公民館を拠点として活動していくことが望まれています。そのため、地域づくりの拠点を、境・牛根・松ヶ崎・協和・垂水・水之上・大野・柊原・新城とします。

第2節 地域振興計画

地域拠点地区においては、それぞれに文化や歴史、社会資源があります。それらを反映した地域の特性をそこに住む住民が理解し、地域の将来をみんなで考えていく必要があります。

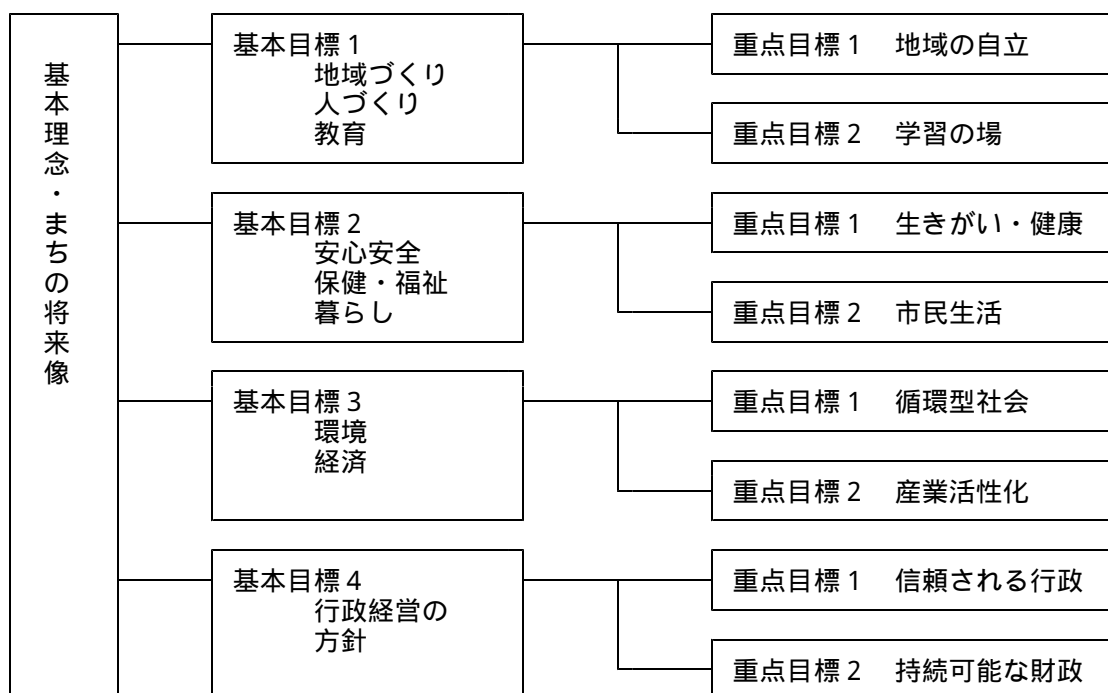
また、それぞれの拠点地域にある特性の理解を深めることによって、拠点地域間の連携が生まれ、相乗効果による活性化が期待できます。

このため、地域拠点地区において、地域づくりの考え方や地域の将来像を盛り込んだ地域振興計画を定めて、地域の特性を生かしたまちづくりを地域住民の手で進めていきます。

第5章 施策の大綱

第1節 基本目標及び重点目標の設定

まちづくりの基本理念に基づき、施策の大綱を次のように定めます。



第2節 施策の大綱の推進について

基本目標や重点目標は、それぞれ密接な関係があります。これらの目標を効果的に実現していくための仕組みをつくり、推進していく必要があります。

基本目標 1 / 地域づくり、人づくり、教育

住民による住民のためのまちをつくる

垂水には9つの地域があり、それぞれに特色や伝統文化があります。これからの地域づくりは、自分たちのまちは、自分たちでつくるという意識のもとで、地域の特性を生かし自立したまちづくりをすすめ、誇りの持てる垂水市をつくるために学びあいの教育環境づくりをすすめる必要があります。

重点目標 1 / 地域の自立

自立した地域をつくるために

活力のある自立した地域をつくるために、地域コミュニティの機能の強化を図りつつ、地域性を生かせる人材や実践していく人づくりをすすめます。また、市民・地域組織/NPO・議会・行政の役割を明確にして、事業者や地域の外とも連携しあいながら、主体的な活動が行える仕組みづくりをすすめます。

重点目標 2 / 学習の場

学びあえる地域をつくるために

未来を担う子どもたちが、豊かな心とたくましい身体を持ち、自ら学び考え行動する「生きる力」を備え、「ふるさとを愛し、誇りにする子ども」となるために、良好な教育環境づくりをすすめます。また、地域づくりにおいては、大人も子どもと共に生涯学びあうことのできる環境づくりをすすめます。

基本目標 2 / 安心安全、保健・福祉、暮らし

安心して暮らせるまちをつくる

市民が垂水で暮らして良かったと思えるようにすることが大切です。そのために、市民の生命・財産・暮らしを守る安心安全の取り組みや、市民一人ひとりが身体や心の健康を保ち、互いに支えあいながら市民生活をおくることのできる取り組みをすすめていく必要があります。

重点目標 1 / 生きがい・健康

生きがいを持ち、健康に暮らすために

市民一人ひとりが生きがいや夢を持つことが、身体や心の健康づくりにつながります。生きがいや夢を持ち続けるための取り組みをはじめ、予防と福祉の視点に立った医療体制の整備や食育の推進など市民の健康づくりをすすめます。また、一人ひとりの生き方や考え方が尊重され、すべての人が平等に活動できる環境づくりをすすめます。

重点目標 2 / 市民生活

暮らしの安全を守るために

市民一人ひとりが安全で安心して生活を営んでいくために、災害防止や市民の暮らしの安全を高めていく取り組みや環境づくりをすすめます。特に市民一人ひとりが地域の地理的な特性の理解を深め、自助・共助・公助による助け合いの体制を構築していくなどの取り組みをすすめます。

基本目標 3 / 環境、経済

環境と経済が共存し、循環していくまちをつくる

私たちには未来の子どもたちに豊かな環境を残していく責務があります。地球温暖化など多様な環境問題に対して、産業と暮らしの中に環境配慮の仕組みをつくり、事業者や市民が積極的に参加できる垂水らしさを出した取り組みが必要です。また、市民の暮らしを支える地域経済においても、この垂水らしさを踏まえつつ、あらゆる産業が好循環となるよう垂水ブランドを意識した情報発信が必要です。

重点目標 1 / 循環型社会

自然と共生していくために

垂水市の豊かな自然や資源、そして、大隅半島の玄関口という地理的特性を生かした観光振興をすすめます。また、地球規模の環境問題に対して、循環型社会「垂水モデル（バイオガスを利用した新エネルギー構想など）」を構築するなど、新たな取り組みをすすめます。

重点目標 2 / 産業活性化

経済が持続発展していくために

垂水の基幹産業である農林水産業には、日本一といわれる産物があり、また魅力的な資源が数多くあります。生活習慣の変化や流通形態が多様化している中で、それぞれの分野を越えて、組織と人の積極的な交流を深め、知恵と工夫を出しながら、全体の循環を意識し、地域経済が活性化するための取り組みをすすめます。

基本目標 4 / 行政経営の方針

市民を大切にすまちをつくる

地方自治を取り巻く環境も大きく変わり、行政も市民も意識の変革が求められています。市民による市民のためのまちづくりを行うためには、徹底した情報公開を行うなど行政と市民との信頼関係を築いていく必要があります。その上で市民がよりよく活動できる仕組みをつくり、また、市民の視点に立った行政経営を進めていく必要があります。

重点目標 1 / 信頼される行政

市民から信頼される行政経営のために

行政は最大のサービス業という姿勢を持ち、職員の資質向上を図り、市民を顧客としてとらえるなど信頼づくりのための取り組みをすすめます。また、市民と行政が一体となったまちづくりの基盤となる男女共同参画社会を実現して、誰もが平等に参加し、活動できる環境づくりをすすめます。

重点目標 2 / 持続可能な財政

無駄のない行政経営のために

健全な財政を維持することは、行政経営においては不可欠です。限られた財源の中で、創意工夫を重ね、効率的で質の高い事務を行うなど、持続可能な財政への取り組みをすすめます。